

会員支援に関する規程

公益社団法人 日本オリエンティング協会
地域活性化委員会

前文

公益社団法人日本オリエンティング協会（以下「JOA」という）の財務状況の悪化により、JOA 発足以来「入会・退会規程」第 6 条に定めた年会費 10 万円の納入に対して、都道府県オリエンティング協会会員（以下「会員」という）に一律 5 万円を支給していた組織育成費と、指導者登録費から支給していた組織育成費を取りやめることにした。

しかしながら、そのことにより財務的に困難な会員が生じることになるため、そのような会員を支援する方法をここに定める。また JOA は財務面だけでなく人的及びその他の支援についても行う必要があることから、その支援についてもここに定める。

（目的）

第 1 条 この規程は、JOA が会員を財務的および人的に支援する目的で定めるものである。

（支援）

第 2 条 支援を希望する会員は、JOA に対し申請する。支援は有限とし、申請を受けた JOA は財務的な支援だけでなく、人的及びその他の支援を行う。

2 支援の申請は以下の手順で行う。

- (1) 支援を希望する会員は、様式 1「支援申請書」に必要事項を記入し、JOA に提出する。
- (2) JOA は、地域活性化委員会で支援申請書の内容を審議し、支援を必要とする会員（以下「支援必要会員」という）として承認の可否を決定する。決定した結果は、JOA から当該会員に対し通知する。支援必要会員として承認した当該会員に対しては、第 4 条で定める支援金の決定額を沿えるものとする。
- (3) 前号の決定した結果に対して疑義がある会員は、JOA に問い合わせることができる。また前号で通知された支援金の決定額に対して、追加で支援を希望する支援必要会員は、様式 2「追加支援申請書」に必要事項を記入し、JOA に提出することができる。
- (4) JOA は、地域活性化委員会で前号の疑義の内容について、または追加支援申請書の内容について審議し、その結果を当該会員に対し通知する。支援必要会員に対して追加で支援をする場合には、その追加支援金の決定額も沿えるものとする。
- (5) 支援必要会員は、支援金の決定額を、また追加で支援がある場合にはその追加支援金の決定額を加算して、年会費から控除した金額を指定された期日までに納入するものとする。

（支援金の収集）

第 3 条 支援必要会員に財務的な支援を行うため、以下の方法で支援金の収集を行う（以下、収集された支援金を「支援金原資」という）。

- (1) 大会参加費からの収集
- (2) 地図販売からの収集
- (3) その他会員支援のための事業として理事会で認めたもの

（支援金の分配）

第 4 条 支援必要会員への支援金は、前年度に集めた支援金原資を分配する。支援金原資の分配方法は以下のとおりとする。

- (1) 支援必要会員に前年度登録した競技者登録者数（年齢 19 歳以上）で、別に定める支援金分配表（別表 1）に基づき支援金が分配される。ただし、前年度の支援金原資の金額や支援必要会員の数、その他の事情によって支援金は減額されることがある。
- (2) 前号の規定とは別に、競技者が日本学生オリエンティング連盟を経由して支援必要会員に競技者登録をした場合、1 名につき 500 円の支援金が分配される。
- (3) 前 2 号の規定とは別に、JOA に新規入会あるいは復活会員で支援必要会員の場合は、特別支援金を最大 3 年間分配される。

- (4) 前3号の規定とは別に、支援必要会員が公認大会を主催した場合は、その公認大会で収集された支援金原資は、主催した支援必要会員にすべて支援される。なお、この「公認大会を主催した場合」には、JOA主催大会を受託開催した場合も含まれる。
 - (5) 前4号の規定とは別に、支援必要会員が日本オリエンテーリング選手権大会（都道府県対抗リレー競技）の選手権クラスにチームを派遣する場合、その参加費とともに収集された支援金原資については、翌年度に分配される支援金と合算して還元される。
 - (6) 分配方法の詳細およびその他の支援の方法は、「会員支援に関する施行細則」で別に定める。
- 2 支援金原資の余剰金は、翌年度以降の支援金に充てるものとする。ただし、余剰金の合計が100万円を超える場合には、支援金原資の収集及び分配の方法を見直すこととする。
 - 3 支援金原資の余剰金は、理事会の承認をもって、第1項で規定する分配方法以外の方法で、会員支援のために使うことができる。

（人的及びその他の支援）

第5条 地域活性化委員会は、支援申請書に基づき支援必要会員及びブロック理事と協議し、支援計画をたて支援必要会員の支援を行う。

（改正）

第6条 この規程の改正は、地域活性化委員会で改訂し理事会で承認する。

（附則）

- 1 この規程は、平成28年2月7日制定し、平成28年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成29年5月13日改訂し、施行する。
- 3 この規程は、平成30年7月7日改訂し、施行する。
- 4 この規程は、令和5年9月18日改訂し、施行する。
- 5 この規程は、令和6年5月18日改訂し、施行する。
- 6 この規程は、令和7年2月24日改訂し、施行する。

別表 1 支援金分配表

競技者登録者数 [人]*1	1 会員あたりの 最大支援金額 [円]
1	85,000
2	80,000
3	75,000
4	70,000
5	65,000
6	60,000
7	55,000
8	50,000
9	45,000
10	40,000
11	35,000
12	30,000
13	25,000
14	20,000
15	15,000
16	10,000
17	5,000
18 以上	0

- * 1 競技者登録者数とは、前年度の登録期限までに登録された年齢 19 歳以上の登録者数とする。ただし日本学生オリエンテリング連盟を経由した登録は含まない。
- * 2 競技者登録者数が 0 人であっても、日本学生オリエンテリング連盟を経由した登録者や認定資格者の登録があれば、競技者登録者数が 1 人あるものとして支援する。
- * 3 支援金の集金額や支援必要会員数、その他の事情によって上記の最大支援金額は減額する。その際は上記の金額の割合で比例計算する。

様式 1

年 月 日

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

会 長 様

会員名

代表者氏名

支援申請書

令和 年度について当協会の支援を申請いたします。

希望する支援（○をつけてください）

1. 財務支援

※支援額は規程に基づき JOA で算出します。
（会費納入時に相殺で納入を予定）

2. 事業支援またはその他の支援

※あれば記入してください

参考資料（提出可能なものを添付してください）

- 前年度事業報告
- 収支決算書
- 今年度事業計画
- 収支予算書
- その他

※チェックを入れてください。状況に応じて提出をお願いする場合があります。

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

会 長 様

会員名

代表者氏名

追加支援申請書

令和 年度について当協会の追加支援を申請いたします。

希望する支援（○をつけてください）

1. 財務支援

追加で支援を申請する額

円

（会費納入時に相殺で納入を予定）

2. 事業支援またはその他の支援

※あれば記入してください

追加申請の理由（活動状況、財務状況などの概要）

※必要に応じて個別に資料の提出や状況を伺う場合があります